

令和8年度
住環境整備促進制度

【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和8年5月1日～令和8年10月31日

認定アドバイザーより申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象者に「住環境整備促進制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846

(受付時間 平日 10時～18時まで)

目次

重要説明事項	3
給付型支援制度の目的	4
申請について	5
申請から支援金支払いまでの流れ	6
各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項	7
その他	8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

住環境整備促進制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間給付型支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。

2. 本給付型支援の交付を受けようとする支援金の対象者（以下「支援対象者」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

当協会では、本支援金を通じて生活基盤の安定および自立の促進を図ることを目的とし、専門家による相談を実施された方に対して給付を行っております。本給付型支援は、単なる費用補助にとどまらず、相談の実施そのものを評価対象とすることで、生活支援施策の質の向上および今後の制度設計に資する基礎資料の蓄積を目的としています。

このため、相談の実施に至った経緯や目的、ならびに実施後の変化や成果について、当協会にて調査・記録を行い、適切に活用してまいります。

給付の申請にあたっては、本支援の趣旨および内容をご理解いただくとともに、実施後の成果や実績についてご報告・共有にご協力いただける方を対象とさせていただきます。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請者の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

(下記受付窓口までお問い合わせください。)

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：住環境整備促進制度事務局

電話番号：03-6457-5845 |Eメールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

住環境整備促進制度は、当協会が実施する支援制度であり、日常生活を営むうえで必要となる基盤的な環境の整備が求められる個人および世帯に対し、安定した生活基盤の確保を図ることを目的としています。

本制度では、生活の継続性および利便性の向上に資する環境整備に関する取り組みに対して必要な支援を行い、安心して生活を営むことができる環境の実現と、自立した生活の促進に寄与することを目指します。また、対象者の状況や課題に応じて支援内容を柔軟に設計し、実効性の高い支援を推進します。

制度の実施にあたっては、支援の経過および成果について報告を求め、その内容をもとに効果や課題の整理・分析を行うことで、今後の制度運用および関連施策の改善に活用してまいります。

本制度は、生活基盤の整備を通じて、個人および世帯が安心して生活できる環境を確保するとともに、持続可能で自立的な暮らしの実現に資することを目的とするものです。

申請スケジュール

申請期間：令和 8年 5月 1 日～令和 8 年 10 月 31 日

支援対象期間：令和 8年 5月1日～令和 9 年 10 月 31日

支援対象期間【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1 年間

本制度の対象者

本制度の対象者は、日常生活を営むうえで必要となる基盤的な環境の整備を必要とする個人または世帯であり、安定した生活基盤の構築および自立した生活の実現を目指す方とします。

具体的には、以下のいずれかの状況に該当する方を対象とします。

- ・生活環境の変化等により、生活基盤の再構築を図る必要がある方
- ・現に生活環境上の課題を抱えており、その改善を通じて生活の安定化および自立を目指す方
- ・ひとり親世帯、若年単身者、高齢者世帯等、生活基盤の確保にあたり特段の配慮を要する方
- ・その他、当協会が本制度による支援の必要性を認める方

本制度の対象経費

住環境整備促進制度は、生活基盤の安定に資する環境整備を支援することを目的とし、日常生活の維持に不可欠な基礎的環境の整備に係る費用を対象とします。

本制度においては、生活の継続性および利便性の確保に資する環境整備として、以下の区分に基づき支援を行います。

■基礎生活環境整備枠（エネルギー系）

生活を営むうえで必要となる基礎的なエネルギー利用環境の確保を目的として支援します。

- ・ 給付額：1世帯あたり 一律5,000円
- ・ 対象例：エネルギー供給契約の開始または再開に係る初期費用、基本的な利用環境の整備に要する費用 等

■デジタル利用環境整備枠（通信系）

就労、就学および各種サービスの利用に不可欠なデジタル利用環境の確保を目的として支援します。

- ・ 給付額：1世帯あたり 一律10,000円
- ・ 対象例：通信回線契約の新規または再開に係る費用、利用開始に伴う初期設定費用 等

申請について

本制度による対象実施を行う際は認定アドバイザーでの実施に限ります

認定アドバイザーとは

住環境整備促進制度における認定アドバイザーとは、対象者が本制度を円滑に活用し、生活基盤の整備に必要な環境を適切に構築できるよう支援を行うため、当協会が認定した実施協力事業者をいいます。

認定アドバイザーは、対象者の生活状況および課題を踏まえ、本制度の趣旨に沿った支援内容の提案および調整を行うとともに、環境整備の実施に向けた支援を行う役割を担います。

また、対象者に対する相談対応や手続きの補助、給付申請および実績報告等の各種手続きに関する支援を行うことで、制度の円滑な運用を支えます。

本制度において認定アドバイザーは、対象者の負担軽減と適切な支援実施を両立させるとともに、安定的かつ持続可能な生活基盤の形成を支援する重要な役割を担うものとします。

審査基準について

本制度の審査基準は以下の通りとします。

- ・ 当協会の本制度についてご理解頂き、実施後の支援金調査レポートに協力いただける方であること。
- ・ 事前申込書と見積り内容が合致していること。

注意事項

(1)本制度は、審査があり、不採択になる場合があります。また、本制度遂行の際には自己負担が必要となり、支援金は後払いです。

(2) 実施後経過調査への協力

当協会は、実施状況や稼働状況について、交付決定の後、指定項目のレポート提出をお願いしております。

(3) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請者は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、認定アドバイザーを通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

住環境整備促進制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請者

住環境整備促進制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定アドバイザーより申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定アドバイザーより申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：住環境整備促進制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

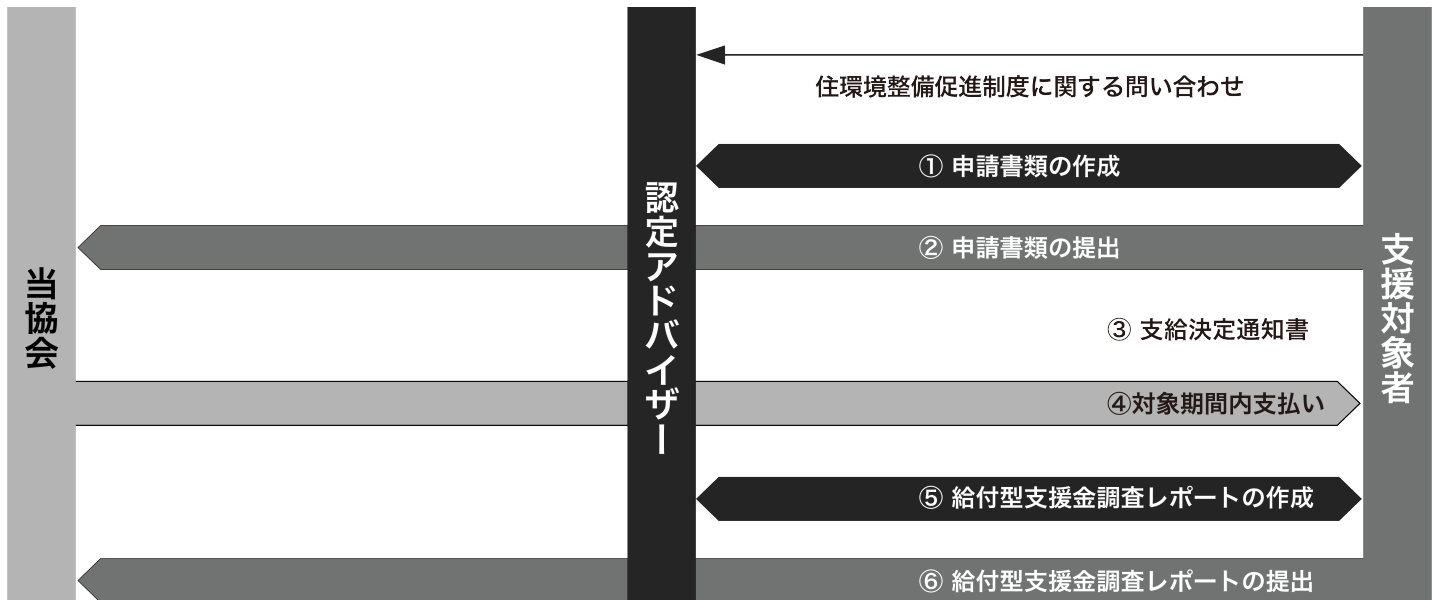
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 9年10月31日）とします。

（例）令和 8年 5月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8年6月～令和 9 年 6月末日）



支援金対応期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日

又、対象者への支給日に関して原則実施後約 3 カ月程度にて当協会より支給するものとします。

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます

支援対象経費

本制度における支援対象経費とは、対象者が新たな生活を開始または再構築するうえで必要とされる住環境の整備に関して発生する、実施にかかる費用のうち、当協会が適当と認めるものを指します。具体的には、以下のような経費が主に対象となります。

住環境の安定を図るための基礎的な整備や生活インフラの確保に要する費用として、電力利用の開始・再開にかかる費用、通信回線の整備に関する初期費用等が含まれます。また、住まいの衛生・安全の確保に関する最低限の修繕や環境調整に要する費用も対象とすることができます。

その他、生活基盤を形成する上での計画的な住環境整備を行うにあたり、対象者の状況に応じて必要と判断される費用（例：設置・接続支援、環境改善のための軽微な物品の導入等）についても、合理性が認められる場合は支援対象とすることができます。

対象経費の詳細や範囲については、申請時に提出された内容をもとに個別に審査を行い、当協会がその必要性和適正性を判断したうえで決定します。

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。

（申請書類の到着順ではありません。）受付期間中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

支援金調査レポートに関する提出書類

支援金調査レポート

- ・認定アドバイザーより支援金調査レポートが発行されます

本制度調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

支払い証明と支払い条件

支援対象経費に関する支払いについては、適正な支出であることを確認するため、下記の証明書類をご提出いただく必要があります。支払先が発行した正式な領収書に加え、実際に支払いが行われたことを証明する資料も併せてご提出ください。

【提出が必要な証明書類】

1. 支払先が発行した領収書

以下の項目すべてが記載されている必要があります。

- 支援対象者名（宛名）
- 領収日（支払いが行われた日付）
- 領収金額（支払金額の総額）
- 領収の内訳（商品・サービスごとの明細）
- 発行者の社名および発行者印
- 発行者の所在地および電話番号

2. 支払いを証明するいずれかの資料

（以下のいずれか一つをご提出ください）

- 銀行が発行した振込明細書
- 振込内容が確認できる通帳のコピー（該当箇所を明示してください）
- インターネットバンキングの振込履歴の写し

上記書類は、いずれも支援対象経費の適正性および実際の支出の有無を確認するうえで重要なものです。不備のないようご準備のうえ、期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年5月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。